

## 第 5 章 廃棄物の適正処理の推進

### 第 1 節 廃棄物の適正処理の確保

発生抑制、再使用、再生利用、再生可能な資源への代替に取り組んだ上で、排出される廃棄物については、適正に処理する必要があります。

一般廃棄物については、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における廃棄物を収集、運搬、処分することとされており、産業廃棄物については、事業者が自らの責任において、焼却その他の中間処理、埋立処分等の方法により、適正に処理しなければなりません。

#### 1 廃棄物の適正処理の確保

##### (1) 現状と課題

###### ア 一般廃棄物の適正処理の確保

近年、高齢化社会の進展等に伴い、高齢者世帯からの日々のごみ出しに課題を抱える事例が生じています。加えて、廃棄物処理施設の火事・火災の原因とも言われているリチウムイオン電池の生活ごみへの混入、ごみ収集車（パッカー車）での廃エアゾール製品等の爆発火災等、収集・処理において課題が発生しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、テイクアウトや家庭での食事機会が増えたことにより、プラスチックごみをはじめとしたごみ排出量の増加も懸念されているほか、感染症対策として、家庭でのごみの捨て方など 1 人 1 人の心がけが大切になっています。

適正処理に向けて、住民による分別排出の徹底はもちろんのこと、市町村による収集体制、処理体制を早期に確立していくことが重要です。

さらに、一般家庭等から排出される不用家電品等を無料で回収する業者の中には、廃棄物処理法及び家電リサイクル法に抵触する疑いのあるものも見られるため、適切な指導、監視を行う必要があるとともに、排出者（住民等）に対しても、むやみに無料回収業者を利用しないよう、周知を図る必要があります。加えて、有害使用済機器<sup>1</sup>の保管又は処分を業として行う者（有害使用済機器保管等業者）に対しても、届出や保管・処分基準の遵守に係る指導を行う必要があります。

###### イ 産業廃棄物の適正処理の確保

電子マニフェストの報告事業者数は、平成 30 年度においては、2,979 者とな

<sup>1</sup> 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定められたもの。

っており、普及に伴い増加傾向となっています。また、令和2年4月から特別管理産業廃棄物の多量排出事業者には電子マニフェストの使用が義務付けられています。

廃棄物処理施設等へは廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の構造・維持管理の状況等に関して、必要に応じ市町村職員併任制度により、市町村職員と県職員の合同での立入検査を行い、不適正処理等を把握した場合には改善指導を行い、悪質な場合には行政処分を行っています。

また、令和2年4月から廃棄物関係業務を佐久、上伊那、松本、長野地域振興局の4か所に集約し、廃棄物監視員の複数配置等専門性の向上と業務効率化を図りました。

産業廃棄物の県外流出・県内流入については、県では、県外からの産業廃棄物の適正な処理を図るため、最終処分を目的として県外から産業廃棄物を県内へ持ち込む場合の事前協議制度を設けています。

内 容	実施市町村数			福祉部局単独での ごみ出し支援
	15	ごみ出し支援 <sup>2</sup> を実施	環境・福祉部局が 連携したごみ出し 支援	
市町村数		15	11	3

(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-1 県内高齢者世帯に対するごみ出し支援実施市町村数

調査実施時期	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
箇所数	88	85	80	77

(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-2 無料回収業者立入検査状況

報告事業者数	H29 年度			H30 年度		
	計	長野県	長野市	計	長野県	長野市
紙マニフェスト	6,832	5,523	1,309	6,816	5,523	1,293
電子マニフェスト	2,654	2,047	607	2,979	2,301	678

(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告事業者数（単位：者）

<sup>2</sup> ごみ出し支援の内容としては、ヘルパーによる前日までのごみ出し、社協施設内に24時間ごみ出し可能な施設の設置、ボランティアによるごみ出し支援、指定日関係なくごみ出しできるステーションの設置等

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
一般廃棄物処理施設	694	699	645	545	571
産業廃棄物排出事業者	5,310	5,773	5,807	6,227	5,783
産業廃棄物処理業者	2,871	3,192	2,781	3,127	2,833
産業廃棄物処理施設	2,251	2,748	2,118	2,528	2,473
工事発注者	4	19	72	113	159
土地所有者	636	643	729	900	721
小型焼却炉	116	89	104	134	106
自り法関連業者	556	353	250	276	430
PCB 保管者	414	222	1,029	1,109	1,080
有害使用済機器保管等業者				78	70
合 計	12,852	13,738	13,535	15,037	14,226

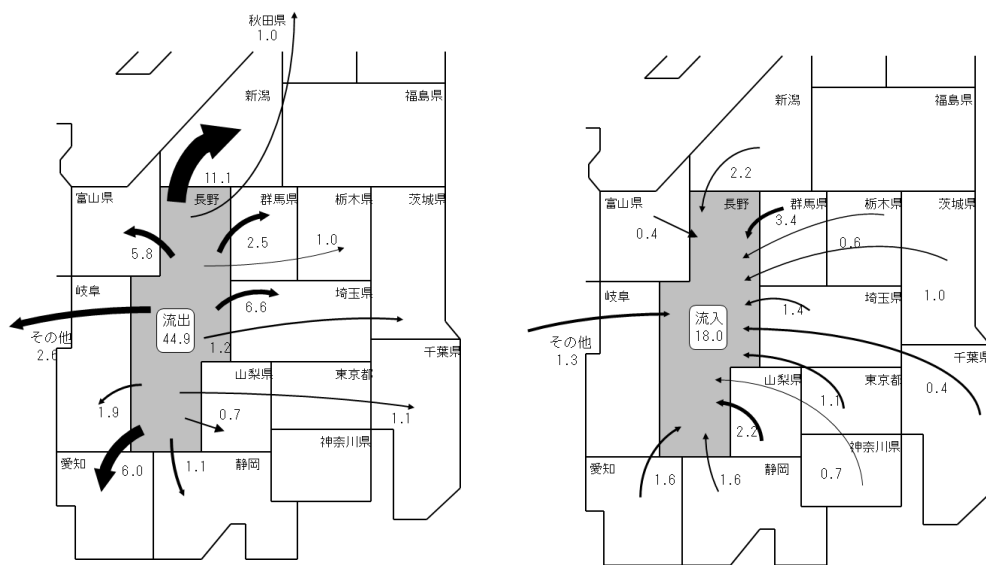
(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-4 立入検査件数の推移 (単位: 件)

処分区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
許可取消	10	9	10	4	4
事業停止命令	0	0	3	1	1
使用停止命令	1	0	0	0	0
改善命令	2	0	0	2	0
措置命令	0	0	1	0	0
合 計	13	9	14	7	5

(令和元年度 資源循環推進課)

表 5-1-5 行政処分件数の推移 (単位: 件)



(令和元年度 資源循環推進課)

図 5-1-1 都道府県別の県外流出・県内流入量 (万 t) (平成 30 年度)

## ウ 廃棄物条例による適正処理

廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境を保全することを目的として「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を制定しており、新たに産業廃棄物処理業許可や処理施設設置許可の申請などをしようとする場合は、事業計画協議により関係住民への説明会等の場を設けることとされています。

条例に定める基準等について、各事業者及び県民にその基準を遵守してもらうことが重要です。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数	4	4	4

(令和 2 年度 資源循環推進課)

表 5-1-6 事業者向け条例に関する研修等の実施回数 (※産業廃棄物処理技術等研修会)

### <廃棄物条例の概要>

- 1 廃棄物処理法の規定に加え、産業廃棄物の処理等に関して長野県独自に事業者、県民等の責務を定めています。
- 2 産業廃棄物の処理等に関する以下の基準を定めています。
  - (1) 産業廃棄物の保管基準
  - (2) 木くず（建設業に係るものに限る。）の保管期間
  - (3) 木くずチップ（有価物）の保管期間及び保管基準並びに使用に関する基準
- 3 排出事業者、建設工事の発注者・受注者、土地所有者の講ずべき措置を定めています。
- 4 再生利用業者の指定を受ける場合の手続等を定めています。
- 5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮を求めています。
- 6 法の許可申請に当たり、地域の合意形成を図るための事業計画協議制度を定めています。

## エ 特定有害産業廃棄物の適正処理

### (ア) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

平成 13 年に PCB 廃棄物の適正処理の方法を定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、国、都道府県等による PCB 廃棄物の処理計画等の策定、保管事業者による都道府県等への届出が義務付けられています。

適正な処理施設を確保するため、平成 15 年 5 月に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が施行され、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）により全国 5 か所の広域処理施設で処理が行われています。

平成 28 年 8 月の法律等改正に伴い、国の PCB 廃棄物処理基本計画が変更さ

れ、高濃度の高圧変圧器・コンデンサ等は令和4年3月末までに、高濃度の安定器等・汚染物は令和5年3月末までに、低濃度 PCB 廃棄物は令和9年3月末までに処理することが義務付けられました。処理期限内に処理を完了させる必要があります。

保有する PCB 廃棄物に加え、現在使用している PCB 製品の状況を確実に把握する必要があります。

<PCB が使用されている電機機器>



トランス (変圧器)



コンデンサ (蓄電器)



安定器

<長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要>

県は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して、「長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成19年2月に策定しました。(平成30年2月変更)

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画では、県内に保管されている PCB 廃棄物の処理施設及び処理期限を、PCB 廃棄物の種類及び含まれる PCB の濃度ごとに、国と同様に下表のとおり決めました。

廃棄物の種類		処理施設	処理期限
高濃度 PCB 廃棄物	高圧トランス・ コンデンサ等	JESCO 北海道 PCB 処理事業所	令和4年3月31日
	安定器等・汚染物		令和5年3月31日
低濃度 PCB 廃棄物		無害化処理認定 施設等	令和9年3月31日

表 5-1-7 PCB 廃棄物の処理施設及び処理期限

(イ) 石綿 (アスベスト) 含有廃棄物等

石綿 (アスベスト) 使用の可能性がある建築物の解体等工事が令和10年をピークに増加する見込みの中、建築物の解体等に伴い発生する石綿含有廃棄物等の適正処理が求められています。

県では、石綿含有廃棄物等の適正処理のため、独自基準により建設事務所へ

「アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」の提出を求めており、また、吹付けアスベスト等の除去作業については、環境部への大気汚染防止法に基づく届出書の提出を受け、担当者が立ち会うこととしています。

## (2) 施策の展開

### ア 一般廃棄物の適正処理の確保

#### (7) 高齢者のごみ出し支援

県は、市町村に対し、先進事例の紹介、技術的助言などにより、高齢者等のごみ出し支援が行われるよう努めます。

市町村は、地域の実情に応じて、福祉部局等と連携するなど、高齢者のごみ出しが困難な状況にある世帯へのごみ出し支援に努めます。

#### (イ) 廃エアゾール製品等の処理

県は、市町村のエアゾール製品等の適正処理に向けた情報提供に努めます。

市町村は、住民へ廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて周知するとともに、廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、穴を開けない収集運搬や、安全を確保した上で処分する体制整備についての検討に努めます。

#### (ウ) リチウムイオン電池の処理

県は、市町村に対し、リチウムイオン電池等の回収方法等、技術的助言に努めます。

市町村は、住民に対してリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の排出方法の周知に努めます。

#### (エ) 不用家電品等の無料回収

県は、無料回収業者に対して、市町村と連携し、合同で無料回収場所の立入検査を行い、違反行為に対する文書指導など回収物（廃棄物）の適正処理について指導するとともに、回収場所に回収物（廃棄物）が残置されないように継続して監視を行います。

また、有害使用済機器保管等業者に対して、届出や保管・処分基準の遵守に係る指導を行います。

市町村は、住民に対して市町村が定める方法により不用家電品等を処分するよう啓発に努めます。

#### (オ) 感染症対策のための家庭でのごみの捨て方の周知

県・市町村は、新型コロナウイルスなどによる家庭内での感染、ごみを収集・処理する作業員等への感染を未然に防ぐため、家庭でのごみの捨て方を広く住民に周知します。

# 新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

## — 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

**その1** **ごみ袋は  
しっかり縛って  
封をしましょう!**

ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなります。



**その2** **ごみ袋の  
空気を抜いて  
出しましょう!**

収集運搬作業においてごみ袋を運びやすく、収集車での破裂を防止できます。



**その3** **生ごみは  
水切りを  
しましょう!**

ごみの量を減らすことができます。



**その4** **普段から  
ごみの減量を  
心がけましょう!**

購入した食品は食べきるなど、ごみを出さないことも大切です。家庭での食事機会が増える中、料理を楽しみながら、できることがあります。環境省の「食品ロスポータルサイト」をご覧ください。▶▶▶



**その5** **自治体の  
分別・収集ルールを  
確認しましょう!**

粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、資源物の分け方・出し方が普段と異なる場合があります。また、マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。




### 新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。


**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、  
いっぱいにならない  
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に早めに出しましょう。




**②ごみに直接触れることの  
ないように、しっかり縛って  
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてからしっかり縛って出しましょう。万一、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは  
しっかり手を  
洗いましょう!**

石けんを使って、流水で手をよく洗いましょう。



以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



(出典：環境省)

図 5-1-2 新型コロナウイルスなど感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

## イ 産業廃棄物の適正処理の確保

### (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

マニフェスト制度、電子マニフェストの運用について、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、産業廃棄物の適正処理、普及・促進に努めます。

### (イ) 立入検査の実施（立入検査、行政処分）

立入検査の計画的、重点的、効率的な実施に努めます。

市町村職員併任制度の促進により体制の強化に努めます。

立入検査業務を的確に行える専門知識を有した人材の育成のため、地域振興局への廃棄物監視員の複数配置、研修の強化・充実に努めます。

### (ウ) 産業廃棄物の県外流出・県内流入

産業廃棄物の県外への流出状況及び県内への流入状況を把握するとともに、事前協議制度の周知に努めます。

## ウ 廃棄物条例による適正処理

条例の適切な運用を図り、研修会等の機会を通じて条例の内容について周知を図るとともに、条例に基づく事業計画協議の実施を徹底します。

## エ 特定有害産業廃棄物の適正処理

### (7) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って処理期限内に処理が完了するよう早期の適正処理を推進します。

届出を行っていない事業者及び現在使用中の事業者を把握するための調査を実施し、立入検査等により、届出、適正保管、処理期限までの適正処理等の指導を行います。

保管事業者等に対しても、PCB 廃棄物を処理期限内に適正処理を実施するよう指導を行います。

### (イ) 石綿（アスベスト）含有廃棄物等

解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。

石綿含有廃棄物等が再生骨材プラント等において破砕されることがないよう、対象事業者の施設について、周辺大気中のアスベスト濃度の測定及び建材中のアスベストの含有検査を随時行い、適正処理の指導を徹底します。

令和3年に石綿含有建材が大気汚染防止法の規制対象へ追加される予定であり、解体工事現場における石綿含有建材の適正処理の指導をさらに徹底します。



## 2 廃棄物の適正処理基盤の整備

### (1) 現状と課題

#### ア 一般廃棄物処理施設整備

市町村の一般廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、循環資源の再使用・再生利用・熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、災害対策の拠点として、また、地球温暖化対策の一翼を担う重要な施設です。その一方で焼却施設や最終処分場に代表される廃棄物処理施設は多額の費用が必要となる上、施設を整備しようとする場所の周辺住民の理解を得ることが大切です。

また、ストックマネジメントの考え方にに基づき、老朽化した施設の改良による長寿命化を進めていくことも重要です。

#### (7) 焼却施設

平成 30 年度末現在、県内では 23 か所の焼却施設が稼働しており、そのうち、一般的に広域処理を目的とする大型炉の目安となる 100 トン／日以上処理能力を持つ焼却施設は、全体の約 4 割となっています。

稼働から 20 年以上が経過した焼却施設（13 か所、1,430 トン／日）は、更新時期を迎えつつあり、基幹改良工事による施設の長寿命化や新施設の建設の必要があります。

区 分	熱利用のみ	発電及び熱利用	単純焼却	合計
施設数	13	5	5	23

（平成 30 年度 一般廃棄物処理事業実態調査）

表 5-1-8 県内における焼却施設の熱利用等の状況

#### (4) 最終処分場

平成 30 年度末現在、県内では市町村等の有する 37 施設の最終処分場が稼働しており、平成 30 年度末の県全体での残余年数は、約 15 年となります。

#### (5) し尿処理施設

平成 30 年度末現在、県内では 24 か所のし尿処理施設が稼働しており、そのうち、生ごみや剪定枝などのバイオマス廃棄物を併せて処理・資源化する汚泥再生処理センターが 3 か所あります。

公共下水道の普及に伴い、くみ取りし尿の処理量が減少傾向にあり、下水道への投入処理や生ごみとの共同処理方式の検討が必要です。

#### イ 産業廃棄物の適正な処理体制

平成 30 年度末の産業廃棄物処理業者の許可状況（特別管理産業廃棄物を除く。）

は、収集運搬業の許可業者が 3,335 者、処分業の許可業者が中間処理及び最終処分を合わせて 346 者となっています。また、産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設が 497 施設、最終処分場が 27 施設となっています。

平成 23 年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により優良産業廃棄物処理業者となると、通常 5 年の産業廃棄物処理業許可の期間が 7 年に延長され、優良マークの印字された許可証が発行されます。

許可区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
収集運搬業		3,144	3,207	3,251	3,303	3,335
	長野県	3,085	3,161	3,206	3,260	3,292
	長野市	59	46	45	43	43
収集運搬業 (特別管理 産業廃棄物)		347	358	365	380	380
	長野県	335	348	355	370	370
	長野市	12	10	10	10	10
処分業	(中間処理)	349	348	341	338	332
	長野県	280	279	276	273	269
	長野市	69	69	65	65	63
	(最終処分)	17	16	16	16	14
	長野県	17	16	16	16	14
	長野市	0	0	0	0	0
処分業 (特別管理 産業廃棄物)		12	12	12	12	13
	長野県	10	10	10	10	11
	長野市	2	2	2	2	2

(資源循環推進課)

表 5-1-9 産業廃棄物処理業者の許可状況の推移

区 分		施 設 数				
		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
中間処理	焼却施設	61	61	61	61	53
	破碎施設	406	417	413	420	404
	脱水施設	29	27	27	27	26
	その他施設	14	14	14	15	14
	合 計	510	519	515	523	497
最終処分	安定型	23	23	23	23	20
	管理型	5	5	5	5	5
	遮断型	2	2	2	2	2
	合 計	30	30	30	30	27

※中間処理施設は、許可対象のみ。最終処分場は、許可対象外施設を含む。

(資源循環推進課)

表 5-1-10 産業廃棄物処理施設設置状況 (長野市許可分を含む。)

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
長野県	137	155	177	201	240
長野市	10	9	9	9	11

(資源循環推進課)

表 5-1-11 優良産業廃棄物処理業者認定制度による評価基準適合事業者数の推移

## ウ 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

一定規模以上の廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、年1回以上ダイオキシン類を測定し、県に測定結果を報告することが義務付けられており、県は測定結果を公表することとされています。

平成30年度においては、報告対象となる焼却施設は126施設(長野市を除く。)あり、排出基準を超過した施設はありませんでした。

引き続き、排出基準を遵守し、状況を把握するため、ダイオキシン類について定期的に測定することが必要です。

## (2) 施策の展開

### ア 一般廃棄物処理施設整備

一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、処理施設の更新など市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備を支援します。

(長野県ごみ処理広域化・集約化計画は第6章を参照。)

## イ 産業廃棄物の適正な処理体制

産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行います。

また、優良産業廃棄物処理業者認定制度を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ります。

## ウ 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

廃棄物焼却施設に対して年 1 回以上の測定を義務付けているダイオキシン類の測定状況を確認し、その結果を公表します。

過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設を重点的に監視・指導し、必要に応じて排ガス中のダイオキシン類の行政検査を実施して排出基準の遵守状況の把握に努めます。

## 3 災害等緊急時の適正処理体制の確保

廃棄物の処理は、電気・水道・ガスといったライフラインと同様に、生活に必要なものであり、廃棄物の処理が止まった場合、街はごみであふれ、生活基盤は麻痺してしまいます。

そのため、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市町村と、廃棄物処理業者（一般廃棄物・産業廃棄物を問いません。）は、災害等の緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、準備をしておく必要があります。

地震、台風等の災害は、多くの人的被害や経済的被害をもたらしますが、それと同時に家屋への浸水や建物の倒壊などの被害を引き起こし、結果として倒壊した家屋や破損した家財などが廃棄物として大量に発生します。

### (1) 現状と課題

- ・大規模な地震や台風の災害発生時には交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも平常時の収集・処分を行うことが困難になることが考えられます。特に、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、地震及び津波の発生により未曾有の量の災害廃棄物が発生し、被災地復興に当たっては、災害廃棄物の処理が大きな課題となりました。また、県内では、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により大量の災害廃棄物が発生し、特に初動時の対応等が課題となりました。
- ・環境省から平成 26 年 3 月に、津波堆積物の処理方法、災害廃棄物仮置場の管理等の東日本大震災で新たに得られた知見を基に、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」が示されました（平成 30 年 3 月改定）。
- ・県及び市町村は本指針に基づき、地域防災計画と整合をとりながら災害廃棄物

処理計画等の策定に努めることとされており、県は平成 28 年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定しています。本計画では、地震・水害などの大規模災害により生じる災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や処理方法を示すとともに、平時の備えとして、想定される災害廃棄物見込量の推計、処理に係る連携・協力体制の整備など、災害廃棄物の処理に関しての基本的な事項を定めています。令和元年度に行った調査によると災害廃棄物処理計画を策定済みの市町村は、令和 2 年 3 月末時点で 24 市町村にとどまっています。

- ・市町村は、県内に災害が発生した場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町村に応援を行うこととされています。また、大規模災害を想定し、県外の市町村と災害時応援協定を締結している市町村もあります。
- ・大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が排出され、市町村等が手配可能な廃棄物処理業者のみでは十分な処理体制を確保できなくなることが想定されます。このような事態に対応するため、平成 20 年 3 月に、県は（一社）長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合との間でそれぞれ協定を締結し、市町村による処理が困難な場合は、両協定締結先の会員及び組合員が被災地へ出動し、災害廃棄物の収集等の協力を得られることとなっています。
- ・また、中部ブロック（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）において、環境省中部地方環境事務所が事務局となり大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会が構成されています。県域を越えた連携が必要と想定される大規模な災害が発生した場合には、協議会において平成 28 年 3 月に策定された中部ブロック広域連携計画に基づき、可能な範囲で県域を越えた連携が行われることとなり、令和元年東日本台風災害において、初の連携した取組が行われました。
- ・さらに、環境省では、市町村が災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参照することを目的として「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を令和 2 年 2 月に策定しました。
- ・環境省及び防衛省では、令和元年東日本台風災害時に実施された長野県長野市の「Operation : One Nagano」を例に、市民、ボランティア、県、市、環境省、自衛隊、民間事業者など、官民を超えた多くの関係者が一体となってそれぞれの能力を活かし、関係者間で役割分担を実施して効果的な災害廃棄物の撤去を進めていくことを目的として「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を令和 2 年 8 月に策定しました。

＜災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の概要＞

災害廃棄物の処理が困難と判断した市町村は、県へ協定に基づく支援を要請します。県は、市町村の要請内容に応じて、(一社)長野県資源循環保全協会又は長野県環境整備事業協同組合へ協力を要請します。県から要請を受けた協定締結先は、市町村と連絡を取りながら、必要な支援活動を開始します。

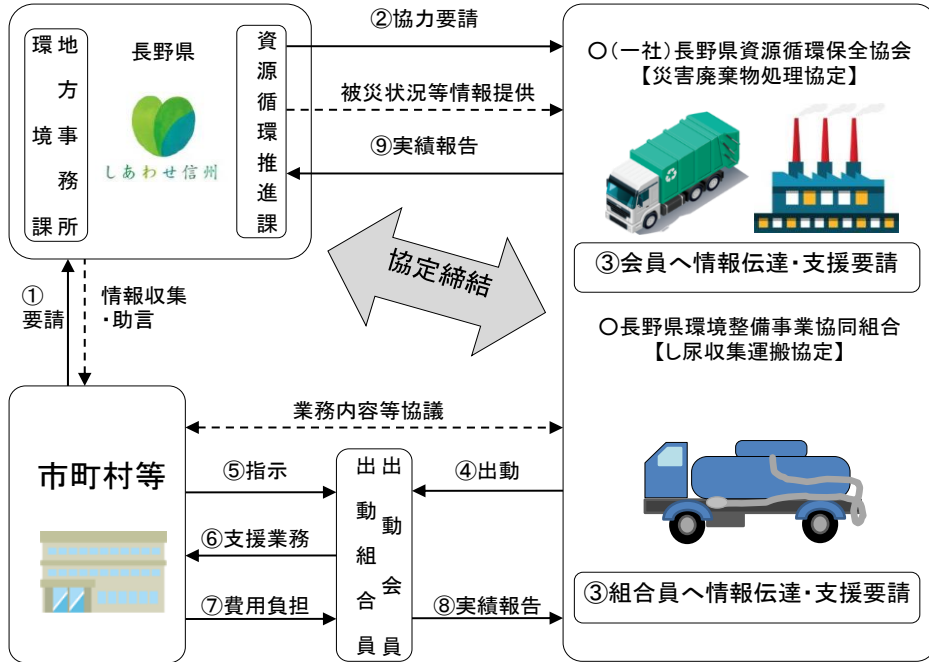
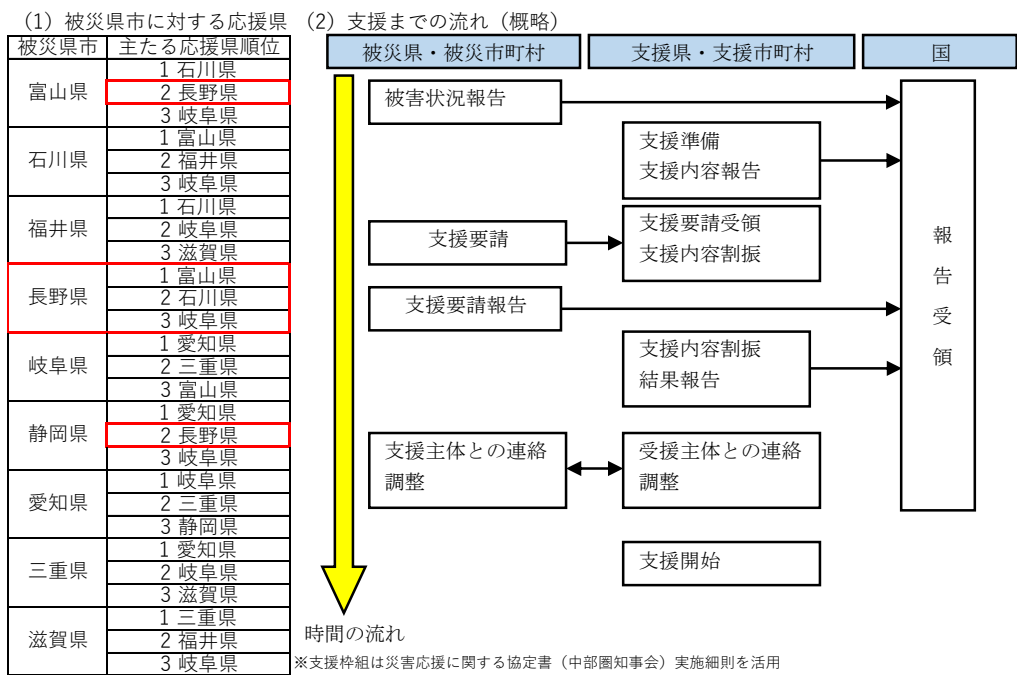


図 5-1-3 協定実施フロー



(3) 支援内容例

支援内容	支援主体	具体的な内容
人材派遣	市町村等	廃棄物処理施設運転、災害廃棄物処理事務、土木・建築事務 重機・一般廃棄物収集運搬車両運転 等
	県	災害廃棄物処理事務、土木・建築事務 等
資機材の提供	市町村等	ごみ・し尿収集運搬車両、燃料・薬剤、仮設トイレ
	県	仮設トイレ
廃棄物（緊急）受入	市町村等	生活ごみ・避難所ごみ、し尿

図 5-1-4 中部ブロック広域連携計画における支援体制について

(2) 施策の展開

- ・市町村は、災害廃棄物について、迅速、かつ、適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化方法、仮置場の設置及び運用方針等について災害廃棄物処理計画に定めるなど災害の事前想定や平時の備えに努めます。
- ・県は、平時の備え（体制整備等）、災害応急対策、復旧・復興対策、市町村から事務委託を受けた場合の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方を定めた災害廃棄物処理計画を基に、被災した市町村等に対する技術的支援を行います。また、市町村の災害廃棄物処理計画の策定に向けて技術的助言を行います。
- ・災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定を実効性のあるものとするために、（一社）長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合と連絡を密にし、両団体の会員事業者の収集運搬能力や施設能力の把握に努めます。
- ・災害廃棄物の処理に有効な手段とするため、災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の内容や活用方法について市町村へ情報提供を行います。

- ・県は、平時から中部ブロックにおける県域を越えた連携体制を構築するとともに、(一社)長野県資源循環保全協会等の民間団体等との連携体制を構築します。
- ・廃棄物処理施設の設置者は、施設が災害によって稼働不能とならないよう、平時から施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することに努めます。
- ・災害発生時において、被災市町村は、人命救助を優先しつつ、市町村の区域内の被害状況、廃棄物処理施設の被災状況及び災害廃棄物発生量を推計するための情報を把握し、県等の外部機関との連絡手段を確保するとともに、連絡窓口を決定します。
- ・災害発生時において、県は、平成31年3月に策定した長野県広域受援計画に基づき、被災市町村と連絡をとり、情報の収集を行い、被災市町村からの支援ニーズ等を把握するとともに、必要に応じ、市町村の区域を超えた広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等と連携し被災市町村の支援等を行います。
- ・災害廃棄物の処理は域内処理を基本としますが、被災規模が大規模で、県内の災害廃棄物の処理が困難と見込まれる場合は、災害応援協定に基づき、他の都道府県に応援を依頼します。また、被災都道府県から県に要請があった場合には、これに協力します。
- ・大規模災害により市町村において災害廃棄物の処理ができない場合には、県が事務委託により、また、要請により、環境大臣が一定の要件のもと災害廃棄物の処理を代行することができることから、被災規模が特に大規模な場合においては、これを検討することとします。
- ・廃棄物の処理主体となる市町村及び廃棄物処理事業者は、災害時においても事業が実施できるよう「事業継続計画 (BCP)」の作成に努めます。

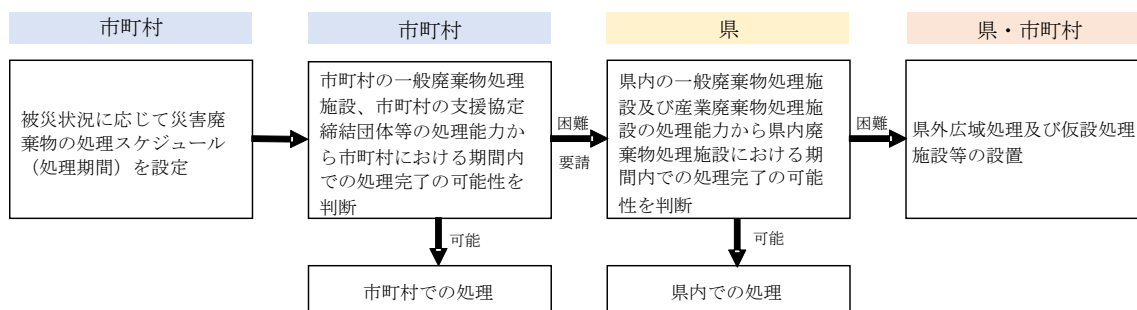


図 5-1-5 県内処理と広域処理の判断フロー



区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	中部圏知事会 (9県1市)	災害応援に関する協定書	特に要請のあった事項
	関東地方知事会 (10都県)	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	長野県、新潟県	災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
	長野県、新潟県、山梨県、静岡県	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	物資・資機材・人員等の提供
県内関係団体	県(環境部)、(一社)長野県資源循環保全協会	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集運搬・処分
	県(環境部)、長野県環境整備事業協同組合	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等の収集運搬
	県(危機管理部)、(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	災害時における災害応急資機材のリースに関する協定	仮設トイレの提供

表 5-1-12 災害廃棄物に関する災害応援協定等

## 第2節 廃棄物の不法投棄等の防止

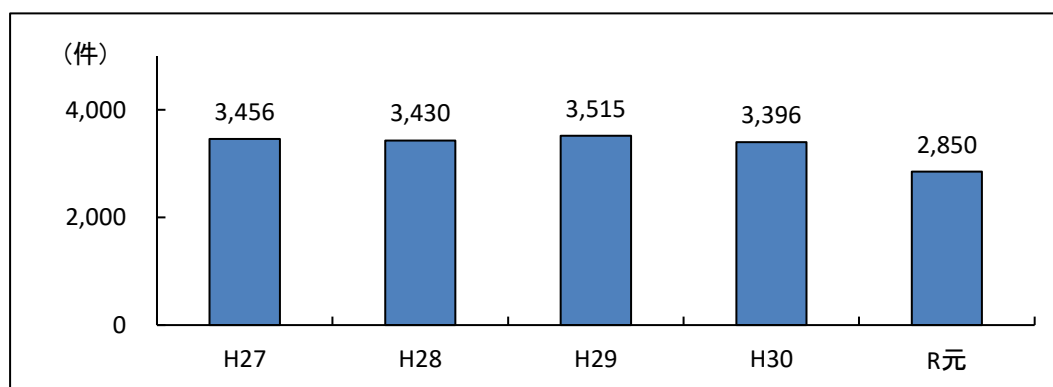
### 1 現状と課題

#### (1) 一般廃棄物の不法投棄等の防止

市町村では、「ポイ捨て防止条例」による規制、看板設置等の設備整備、パトロール等の人的体制整備など様々な不法投棄対策を導入していますが、近年の一般廃棄物の不法投棄の発見件数は、横ばいの状況となっており、中でも家庭ごみや空き缶等のポイ捨てが多く、その他には、廃タイヤ、家電4品目などが目立っています。

県政モニターアンケート<sup>3</sup>によると、ポイ捨てに対して「学校等における幼少期からの環境教育の充実」が効果的だと回答した方の割合は68.2%で最も多く、次いで「ポイ捨て防止条例の制定など、行政による指導強化」が53.5%、「海洋プラスチック問題解決の面を強調した、ポイ捨て禁止の広報・啓発」が45.4%となっており、従来の規制対策に加え、県民の学ぶ機会を提供していくことも必要です。

また、一般廃棄物の野外焼却は、生活環境に与える影響が軽微なものとして認められる一部の例外を除き、禁止されています。



(令和元年度 資源循環推進課)

図 5-2-1 一般廃棄物の不法投棄件数の推移

対策の内容	導入市町村数
「ポイ捨て防止条例」の制定	48
看板の設置	74
市町村職員による不法投棄防止パトロール	66
不法投棄の監視連絡員等による通報制度の導入	48
防止ネットの設置	27
監視カメラの設置	22

(平成31年4月30日現在 資源循環推進課)

表 5-2-1 一般廃棄物不法投棄対策

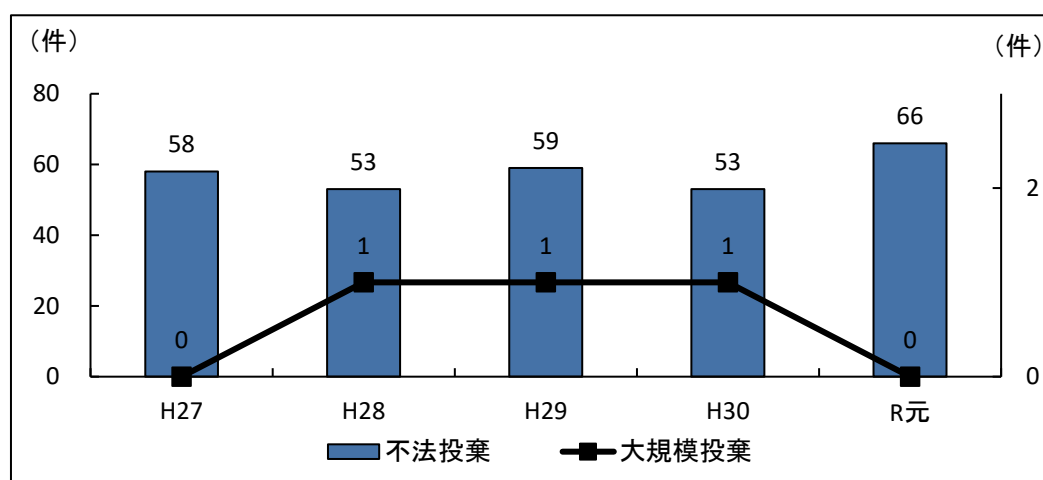
<sup>3</sup> 令和元年度第4回調査結果 n=948 (資料編P〇を参照)

## (2) 産業廃棄物の不法投棄等の防止

近年の産業廃棄物の不法投棄件数は、横ばいの状況となっており、不法投棄で多いのは建設系廃棄物となっています。

建設系廃棄物の不法投棄を防ぐためには、建設工事の発注者、元請事業者、下請事業者のそれぞれが、建設系廃棄物の適正処理についての知識を深めるとともに、優良な廃棄物処理業者と契約を結ぶ必要があります。

また、不法投棄の防止対策としては、各種パトロールのような直接的な監視活動を行うとともに、24 時間体制の通報制度、啓発活動などを通じ、県民と一体となった監視活動を総合的に進めています。



(令和元年度 資源循環推進課)

図 5-2-2 産業廃棄物の不法投棄件数と大規模投棄 (10t 以上) 件数の推移

## 2 施策の展開

### (1) 一般廃棄物の不法投棄等の防止

県は、不法投棄は重大な犯罪であるという認識のもと、地域住民や警察との連携を強化します。また、不法投棄の防止に係る先進事例や効果のある事例について、市町村への情報提供に努めます。

市町村は、一般廃棄物の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけ、広報誌やごみの分別カレンダー等により、住民に周知するよう努めます。

### (2) 産業廃棄物の不法投棄等の防止

不法投棄監視連絡員によるパトロール・夜間監視・ドローンによる上空からの監視を実施するとともに、近隣都県と協力した産業廃棄物収集運搬車両点検を実施します。

また、不法投棄ホットラインの設置や関係団体との通報協定の締結などにより、不法投棄に係る情報を効率よく収集する体制づくりに努めます。

不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を追及するため警察との連携を強化するとともに、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。

**不法投棄を見つけたら、**

**(ごみをみはろう)**

**不法投棄ホットライン 0120-530-386 (24時間受け付けます!)**



←  
不法  
投棄  
の  
事  
例  
→



不法投棄が発生すると、深刻な環境破壊がもたらされます。

不法投棄の発見件数の割合は一般廃棄物（主に家庭からの廃棄物）が約98%を占め、悪質な産業廃棄物の不法投棄も後を絶ちません。廃棄物を排出する際は、必ずルールを守りましょう。

県では、県民の皆様からご協力をいただきながら、不法投棄の撲滅を目指します。

### (3) クリーン信州 for ザ・ブルー等環境美化活動

ごみのポイ捨て・不法投棄は犯罪行為であることはもとより、海洋プラスチックごみの原因であることを踏まえ、県で実施する河川清掃活動である「クリーン信州 for ザ・ブルー」や地域の環境美化活動でのごみ拾い等を通じて、ごみのポイ捨て・不法投棄防止対策を呼びかけます。

また、海洋プラスチックごみの約7割が陸域から流れ出ているというデータもあることから、沿岸下流域と連携した美化活動を実施することにより、海なし県である当県からも海洋プラスチックごみ対策を展開します。

## 第6章 循環型社会形成のための長期的取組

目指す循環型社会は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる社会です。

そのためには、短期的な取組のほか、地球温暖化対策等の長期的な視点からの取組が必要です。

### 第1節 処理施設の整備

#### 1 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について（長野県ごみ処理広域化・集約化計画）

##### (1) 長野県ごみ処理広域化計画（平成10年度）に基づく取組

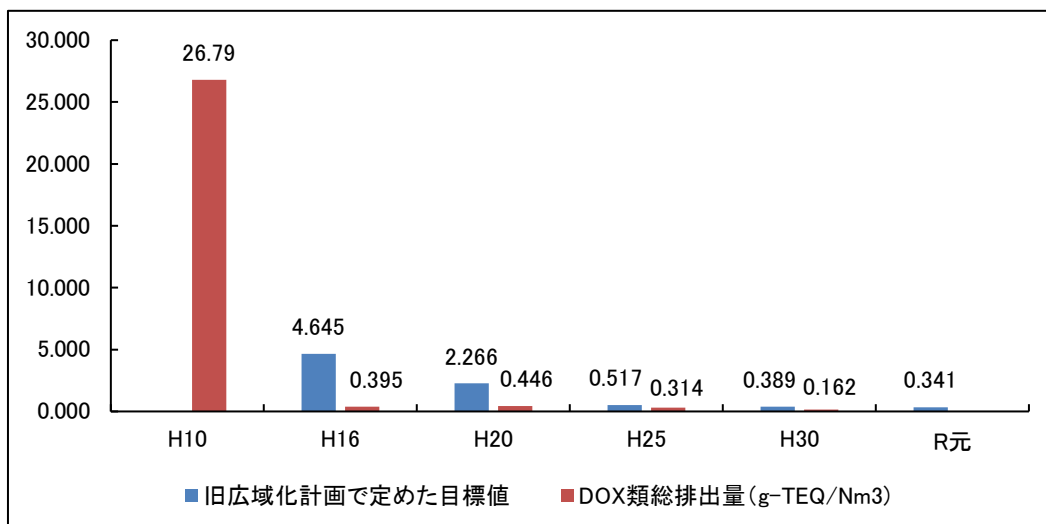
一般廃棄物を処理する市町村等の設置する焼却施設の排ガス等に含まれるダイオキシン類の毒性が問題視されたことを受けて、ごみ焼却施設を整備する際に、処理能力100トン/日以上以上の24時間連続運転施設に統合する必要が生じました。そのため、市町村で組織する13ブロック（表6-4）ごとに広域化の方針について検討を行い、平成11年3月に長野県ごみ処理広域化計画（以下「旧広域化計画」という。）を策定しました。

現在は、高度な排ガス処理装置の普及に伴い、県内で稼働する小規模施設も含め、すべての一般廃棄物の焼却施設（200kg/時以上又は火格子面積が2㎡以上の施設をいう。以下同じ。）で、国の定めるダイオキシン類の排ガス規制値を下回っており、排ガス中に含まれるダイオキシン類は、平成10年の年間排出量の26.790g-TEQに対し、平成30年度の年間総排出量は0.162g-TEQであり、令和元年度の目標である0.341g-TEQを既に達成しています。

また、市町村等が設置する稼働中の一般廃棄物の焼却施設の数も平成10年度には33施設であり、旧広域化計画における令和元年度の目標13施設に対して17施設、令和2年度末までにはこのうち2施設が更新され同数の17施設となる見込みであり、このうち処理能力100トン/日以上以上の施設は9施設（表6-1）、発電を行う施設は9施設となる見込みです（表6-6）。

各地域のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下、「広域化・集約化」という。）については、上伊那、南信州、木曾、北アルプスの4地域（ブロック）においては、旧広域化計画に沿った1ブロック1焼却施設の広域処理体制となっています。また、松本地域と長野地域は旧広域化計画でブロック数がそれぞれ3（松本中部、南部、北部）と2（長野南部、北部）でしたが、現状、松本地域は松塩地区広域施設組合と穂高広域施設組合の2つの一部事務組合がそれぞれ1施設（合計

2施設)、長野地域は長野広域連合が2施設（建設中1施設含む）と、計画を上回る広域処理体制となっています。佐久、上田、諏訪、北信地域においては、旧広域化計画どおりではないものの、各地域で施設整備が進められています。



※長野市調査分を除く (一般廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出実態調査)

図 6-1 市町村等の設置する焼却施設からのダイオキシン類排出状況

年度	H10	H15	H20	H25	R元
焼却施設数	33	26	26	23	17
100 t / 日未満	24	18	18	14	8
100 t / 日以上	7	6	6	7	7
300 t / 日未満	7	6	6	7	7
300 t / 日以上	2	2	2	2	2

(資源循環推進課)

表 6-1 焼却施設の規模 (処理能力内訳)

年度	H10	H15	H20	H25	R元
焼却施設数	3	4	4	4	6
定格出力 (kW)	7,520	8,300	8,300	8,450	20,120

(資源循環推進課)

表 6-2 焼却施設の発電能力の状況

## (2) 更なる広域化・集約化の必要性

このように各地域における広域化・集約化が進んでいる状況であり、旧広域化計画策定の目的であったダイオキシン類の削減については目標が十分達成されています。一方で、旧広域化計画の策定から20年が経過し、国内のごみ処理をとりまく状況の変化を踏まえ、環境省は平成31年3月に「持続可能な適正処理の確保に

向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を通知し、この中でごみ処理の広域化・集約化の必要性について以下5点を挙げています。

#### ア 持続可能な適正処理の確保

3Rの推進等によりごみ排出量や最終処分量は着実に減少しており、これに加え、人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれています。他方で市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されており、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。このため、ごみ処理施設の広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要です。

#### イ 気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要です。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー利用に必要な量が確保されていることが期待されます。

#### ウ 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要です。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されていることが期待されます。

## エ 災害対策の強化

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できます。

## オ 地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいます。

上記ア～エの観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要です。

なお、県内には建設後 20 年以上が経過している施設が 9 施設あり、着実に施設の延命化や更新を進めていく必要があります。

稼働年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	合計
	焼却施設数	7	0	1	6	

(資源循環推進課)

表 6-3 市町村の設置する一般廃棄物処理施設（焼却施設）の稼働年数（令和元年度時点）

### (3) 人口及びごみ排出量等の将来予測

長野県の人口は、平成 12 年度をピークに減少しており、平成 30 年度には 210 万 1 千人となっています。今後も減少は続き、令和 7 年度に 202 万人となる見込みです。

また、長野県のごみの排出量は平成 30 年度に年間 62 万 2 千トンであり、令和 7 年度には年間 59 万 5 千トンに減少する見込みです。

### (4) 広域化ブロック区割り及び処理体制

ごみ処理体制を適切に維持していくため、引き続きごみ処理施設の広域化・集約化を図る必要があります。令和 3 年度～令和 12 年度までの今後 10 年間における今後の広域化・集約化について方向性等を示します。



#### ア 新たな広域化ブロック区割り

旧広域化計画（平成 10 年度）で設定した 13 のブロック区割り、現状の焼却施設の設置状況、廃棄物行政に係る地域の一体性及び市町村の意見を踏まえた上で、新たに 10 のブロック区割りとして設定します（表 6-5）。

#### イ 処理体制

焼却施設の現状及び今後の整備予定は表 6-6、最終処分場・リサイクル施設等の整備予定は表 6-7 のとおりです。

ブロック名	広域化ブロックに含まれる市町村名 (※市町村合併等があった場合、合併後の市町村名)	焼却施設数	
		平成10年度	旧計画目標 (令和元年度)
佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町	4	1
上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町	3	1
諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	5	1
上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	3	1
下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	3	1
木曽地域	上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町	2	1
松本中部地域	松本市（一部）、山形村	1	1
松本南部地域	松本市（一部）、塩尻市、朝日村	1	1
松本北部地域	安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村	2	1
大北地域	大町市、白馬村、小谷村	2	1
長野南部地域	長野市（一部）、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、小川村	3	1
長野北部地域	長野市（一部）、信濃町、飯綱町	2	1
北信地域	中野市、飯山市、小布施町、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	2	1
13 ブロック		33	13

※ 根羽村、栄村はそれぞれ愛知県、新潟県の自治体と一部事務組合を設立し共同処理を実施。

(資源循環推進課)

表 6-4 広域化ブロック区割り (旧広域化計画 平成10年度)

ブロック名	処理主体	広域化ブロックに含まれる 市町村名	焼却施設数	
			令和3年度	令和12年度
佐久地域	佐久市・北佐久郡環境 施設組合、小諸市	小諸市、佐久市、小海町、川上村 ※1、南牧村※1、南相木村、北相 木村、佐久穂町、軽井沢町、御代 田町、立科町	2	2
上田地域	上田地域広域連合	上田市、東御市、青木村、長和町	3	1
諏訪地域	湖周行政事務組合 諏訪南行政事務組合	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪 町、富士見町、原村	2	2
上伊那地域	上伊那広域連合	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪 町、飯島町、南箕輪村、中川村、 宮田村	1	1
南信州地域	南信州広域連合	飯田市、松川町、高森町、阿南町、 阿智村、平谷村、根羽村※2、下 條村、売木村、天龍村、泰阜村、 喬木村、豊丘村、大鹿村	1	1
木曽地域	木曽広域連合	上松町、南木曽町、木祖村、王滝 村、大桑村、木曽町	1	1
松本地域	松塩地区広域施設組合 穂高広域施設組合	松本市、塩尻市、安曇野市、山形 村、朝日村、麻績村、生坂村、筑 北村、池田町、松川村	2	2
北アルプス 地域	北アルプス広域連合	大町市、白馬村、小谷村	1	1
長野地域	長野広域連合	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、 高山村、信濃町、小川村、飯綱町	2	2
北信地域	北信保健衛生施設組合 岳北広域行政事務組合	中野市、飯山市、小布施町、山ノ 内町、木島平村、野沢温泉村、栄 村※2	2	2
10 ブロック			17	15

※1 川上村、南牧村は独自処理を検討中。

※2 根羽村、栄村はそれぞれ愛知県、新潟県の自治体と一部事務組合を設立し共同処理を実施。

(資源循環推進課)

表 6-5 新たな広域化ブロック区割り (令和3年度～令和12年度)

ブロック	No.	地方公共団体名	施設名称	所在地	施設の種類	処理方式	炉型式	炉数	処理能力 (t/日)	供用開始年度		今後の施設整備実施予定時期	整備方針等	発電
										経過年数 (R3年4月時点)				
佐久	1	小諸市	クリーンヒルこもろ	小諸市	焼却	ストーカ式(可動)	準連続運転	1	24.0	2015	5	—	—	
	2	佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久市・北佐久郡環境施設組合ごみ焼却施設	佐久市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	110.0	2020	—	2020年12月稼働予定		場内利用、発電
上田	3	上田地域広域連合	新焼却施設	検討中	焼却	検討中	全連続運転	3	144.0	—	—	2026年～2028年	No.4～No.6の施設を統合し、新設予定 2029年稼働予定	
	4	上田地域広域連合	上田地域広域連合上田クリーンセンター	上田市(旧上田市)	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	200.0	1986	34	—	統合新設予定	
	5	上田地域広域連合	上田地域広域連合丸子クリーンセンター	上田市(旧丸子町)	焼却	ストーカ式(可動)	準連続運転	2	40.0	1992	28	—		
	6	上田地域広域連合	上田地域広域連合東部クリーンセンター	東御市(旧東部町)	焼却	ストーカ式(可動)	パッチ運転	2	30.0	1993	27	—		
7	湖周行政事務組合	諏訪湖周クリーンセンター	岡谷市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	110.0	2016	4	—	—		場内場外利用、発電
諏訪	8	諏訪南行政事務組合	諏訪南行政事務組合諏訪南清掃センター	茅野市	焼却	ストーカ式(可動)	準連続運転	2	100.0	1997	23	—	検討中	
	9	上伊那広域連合	上伊那広域連合上伊那クリーンセンター	伊那市	ガス化熔融・改質	流動床式	全連続運転	2	118.0	2018	2	—	—	場内利用
南信州	10	南信州広域連合	南信州広域連合福業クリーンセンター	飯田市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	93.0	2017	3	—	—	場内利用、発電
木曽	11	木曽広域連合	木曽広域連合木曽クリーンセンター	木曽町	焼却	ストーカ式(可動)	パッチ運転	2	24.0	2018	2	—	—	場内利用
北四	12	北アルプス広域連合	北アルプスエコパーク	大町市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	40.0	2018	2	—	—	
松本	13	穂高広域施設組合	穂高クリーンセンターごみ焼却施設(仮称)	安曇野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	100.0	2021	—	2021年3月稼働予定		場内利用、発電
	14	松塩地区広域施設組合	松本クリーンセンター(可燃処理施設)	松本市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	450.0	1998	22	2025年～2028年	新設予定 2029年稼働予定	場内利用、発電
長野	15	長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター	長野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	405.0	2018	2	—	—	場内利用
	16	長野広域連合	(仮称)長野広域連合白焼却施設	千曲市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	100.0	2022	—	2022年4月稼働予定		場内利用
	17	葛尾組合	葛尾組合焼却施設	坂城町	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	80.0	1979	41	No.16の施設稼働に伴い廃止予定		
北信	18	岳北広域行政組合	エコパーク寒川	飯山市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	35.0	2009	11	—	検討中	
	19	北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	中野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	130.0	1998	22	—	—	場内利用

(資源循環推進課)

表 6-6 各ブロック区割りにおける廃棄物処理体制(焼却施設)

ブロック名	事業主体名	施設	施設規模	稼働予定年度	備考
佐久	南牧村	最終処分場	2,000m <sup>3</sup>	令和4年度	
	川西保健衛生組合	ストックヤード	—	—	焼却施設跡地利用
上田	上田地域広域連合	最終処分場	85,000m <sup>3</sup>	令和12年度	
		リサイクルセンター	14 t / 日	令和11年度	
上伊那	上伊那広域連合	リサイクルセンター	40 t / 5 h	令和8年度	大規模改修
諏訪	湖周行政事務組合	最終処分場	30,000m <sup>3</sup>	令和7年度	
	諏訪南行政事務組合	リサイクルセンター	19 t / 日	令和3年度	
		最終処分場	36,000m <sup>3</sup>	令和7年度	
木曾	木曾広域連合	ストックヤード	130 m <sup>2</sup>	令和4年度	焼却施設跡地利用
松本	松本市	最終処分場	280,000m <sup>3</sup>	令和8年度	
北アルプス	北アルプス広域連合	ストックヤード	600 m <sup>2</sup>	令和5年度	焼却施設跡地利用
		リサイクルセンター	200 m <sup>2</sup>	令和6年度	
長野	長野市	ストックヤード	934 m <sup>2</sup>	令和3年度	焼却施設跡地利用

(資源循環推進課)

表 6-7 令和3年度以降の施設整備予定（焼却施設以外）

#### (5) 今後の施設整備について

今後、ごみ処理施設整備（新設・延命化）を計画する際に、市町村等は同一ブロック区割り内外の広域連合、一部事務組合及び近隣市町村との共同処理について検討を行い、合わせて(2)のア～オの観点を検討の上、広域化・集約化の可能性について検討を行います。

また、焼却施設整備（新設・延命化）の際には以下ア、イを基本方針とし、上記の観点に加えて検討を行います。

これらの検討に関して、県は市町村等の施設整備の予定や進捗の把握に努め、広域化・集約化に関する必要な助言を行います。また、市町村等による具体的な検討及び協議が円滑に行われるよう、市町村等間の調整等を行います。

#### ア 焼却施設の規模等

建設・維持管理コストの低減及びエネルギーの効率的な利活用の観点から100トン／日以上全連続燃焼式のごみ焼却施設の設置の可能性の検討を行います。また、既に100トン／日以上施設を設置している場合は更なる広域化・集約化による300トン／日以上施設の設置の可能性を含め検討を行います。

また、広域化・集約化による収集運搬コスト増加の可能性を考慮し、廃止する焼却施設の跡地や既存の保管施設を活用した中継施設の設置等の検討を行います。

#### イ ごみ焼却施設の施設数

現状の処理体制を踏まえ、更なる広域化・集約化を推進する観点から、令和3年

度以降の焼却施設数は、各ブロック区割りごとに令和2年度の施設数（17施設）と同数以下となることを想定し、令和12年度の焼却施設数は県全体で15施設以下となることを見込んでいます。

#### **(6) 今後の広域化・集約化に係る課題と対応**

広域化・集約化を検討するにあたり、同一ブロック内の焼却施設の整備時期が異なること、ごみの運搬の際に既存の施設よりも距離が遠くなる地域が生じることに伴う収集運搬コストの増加や住民理解等に関して課題が生じることが想定されます。

このような課題への対応としては、地域住民、現在の組合等構成市町村、それ以外の近隣市町村等と処理体制の現状や課題について共有し、中長期的な視点で収集運搬、中間処理、最終処分等の広域化・集約化について検討していくことが考えられます。また、公設施設の集約化を行わない場合にも、施設の集約化を伴わないごみ処理の広域化について検討することが考えられ、例えば特定の処理困難物等に関して、広域的な処理体制を検討していくこと等が考えられます。

## 2 公共関与による施設整備

### (1) 公共関与の経緯

県は、平成5年当時の産業廃棄物最終処分場のひっ迫により、公共関与の方針を検討し、(財)長野県廃棄物処理事業団(平成5年4月設立、平成20年3月解散)による県内4か所(北信、東信、中信、南信)での最終処分場整備を決定しました。

その後、管理型最終処分場が特にひっ迫している南信地区、中信地区において具体的な施設整備の準備が進められました。

南信地区：阿智村伍和(ごか)地区での最終処分場の整備  
中信地区：松本地区で2か所の最終処分場候補地を決定

### (2) 廃棄物処理計画(第2期)での基本的な考え方を見直し

その後、リサイクル技術の進歩及び建設リサイクル法の施行等により、産業廃棄物の最終処分量が大幅に減少し、さらに、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれたことから、最終処分場の残余年数のひっ迫状況が改善されました。

このような状況を受け、平成18年3月の廃棄物処理計画(第2期)の策定に当たり、公共関与の基本的な考え方を見直しました。

#### 廃棄物処理計画(第2期)における公共関与の基本的な考え方(要約)

- ◇ 産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間業者による処理体制を基本とする。
- ◇ 最終処分場の残余年数がひっ迫した際は、公共関与による施設整備の準備を進める。

### (3) 整備計画及び候補地選定事業の見直し

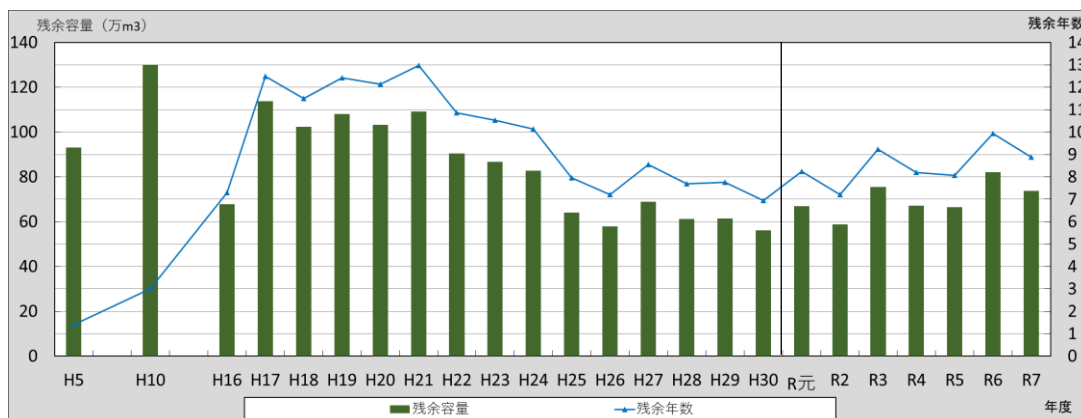
廃棄物処理計画(第2期)による基本的な考え方を見直しを受けて、平成19年6月、阿智村伍和地区最終処分場計画及び中信地区廃棄物処理施設候補地選定事業の見直しを行いました。

- ◇ 公共関与による施設整備が必要になった際の予定地として、県は阿智村伍和地区の最終処分場の用地を取得し管理していく。
- ◇ 中信地区の廃棄物処理施設候補地選定作業を中止する。
- ◇ 阿智村伍和地区最終処分場の整備後に、更に最終処分場の残余年数がひっ迫すると見込まれるときには、全県下において候補地を選定していく。

#### (4) 最終処分場の残余年数の推移

県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、近年は8年前後で推移しています。

本計画の計画期間では、最終処分量の減少傾向と民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれることから、おおむね10年程度の残余年数になっていくと見込んでいます。



※ H17～19、21～24、26～29年度の残余年数並びにR元～R7の残余容量及び残余年数は推計値  
(資源循環推進課)

図 6-2 産業廃棄物最終処分場の将来見込み

県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、令和7年度の推計で8.9年と見込まれ、最終処分容量が不足しているとはいえ、直ちに公共関与により最終処分場を整備する状況ではないと考えます。

産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間事業者による処理体制の確保を基本としつつ、今後も民間事業者の動向を常に把握し、最終処分場の残余年数がひっ迫してきた際には公共関与による施設整備が行えるよう、阿智村伍和地区の予定地を適正に管理します。



## 第2節 地域循環共生圏等の形成

地域循環共生圏は、地域資源を持続可能な形で最大限活用しつつ、地域間で補完し支え合うことで、人口減少や少子高齢化の下でも環境・経済・社会の統合的向上を図りつつ、新たな成長につなげようとする概念です。この概念は、第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）で提唱されたものですが、環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の一つであり、我が国初の脱炭素化・SDGsの実現に向けた考え方と言えます。<sup>4</sup>

この地域循環共生圏の構築に向けた地域の循環資源を活用する取組として、廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターとして、廃棄物エネルギーの供給による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用、環境教育・環境学習の場の提供等の機能を備えることにより、地域の課題解決や地域活性化に資する廃棄物処理施設整備を進めることが重要とされています。

また、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等の循環資源も「地域循環共生圏」の創造に不可欠な地域資源です。循環資源は、技術的・経済的に可能な範囲で環境負荷の低減を最大限考慮することで、狭い地域で循環させることが適切なものはなるべく狭い地域で循環させ、広域で循環させることが適切なものについては循環の輪を広域化させるなど、各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる必要があります。併せて廃棄物処理に経済的な効果を加えた循環経済を構築することで、環境負荷の低減が継続して図られることが期待できます。

第4章で前述した「地域循環圏」は、循環資源ごとに適正な循環の環の大きさがあり、それぞれを組み合わせることで重層的にすることで、全体として、地域の中でそれぞれの資源がきちんと循環する姿をつくるという概念であり、そこから低炭素・脱炭素や自然共生に広げていく形で「地域循環共生圏」の考え方につながっていきます。

県では、前述した3R+Renewableにより、できる限り廃棄物の発生抑制を進めるとともに、やむを得ず廃棄物になったものを適切にリサイクルし、再資源化により地域へ還元させていくことを積極的に推奨し、取組が個人、地域、社会全体へと浸透していくことを後押しします。

さらに、地域循環共生圏では、サイバー空間とフィジカル空間の融合により、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（以下、Society5.0）の実現により、脱炭素化・SDGsの実現を目指しています。

県では、Society5.0時代を見据えて、県内のあらゆる分野にてデジタルトランスフォーメーション（DX）<sup>5</sup>を行うことで、県民や地場企業に加え、県外の方々にとつ

<sup>4</sup> 令和元年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書より抜粋

<sup>5</sup> 「デジタル技術」と「データ」を活用して、既存の業務プロセス等の改変を行い新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること

でも本県を魅力的な地域にするための戦略（長野県 DX 戦略）を令和 2 年 7 月に策定しました。

これに基づき、廃棄物の分野においてもデジタルトランスフォーメーションを踏まえて脱炭素化・SDGs の実現を目指していきます。



※廃棄物関連は上記図中の資源循環ビジネス（廃棄物、食料、プラ等の先進的リサイクル）、廃棄物発電 & 熱利用、原材料レベルへの還元をベースとする循環イノベーション（廃プラスチックからの再生）等（環境省 HP より）

図 6-3 地域循環共生圏の図

## 第3節 2050 ゼロカーボンに向けた取組

世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなどの地球温暖化に起因すると考えられる異常気象やそれに伴う災害が頻発しています。日本においても、県民生活や経済活動に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風をはじめ、地球温暖化に起因すると考えられる災害が毎年のように発生する異常事態が続いています。

IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、人間活動が近年の温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと、二酸化炭素などの温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることなどが示されており、このままでは、豪雨の頻度の増加、熱帯低気圧の強度の増大、海面水位の上昇、生態系の改変、食料価格の上昇及び食料不足など、人々の暮らしに甚大な影響が生じることになると警鐘を鳴らしています。

このような背景を受け、本県は令和元年12月6日に「気候非常事態宣言」を行い、「2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロ（以下、2050ゼロカーボン）」にすることを決意し、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、エネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進めていくことを表明しました。

この2050ゼロカーボンの実現によって、地域の特性に応じた脱炭素化の取組により、環境・経済・社会の課題を総合的に解決できる社会を目指しています。

廃棄物の分野においても二酸化炭素の発生抑制が求められており、二酸化炭素排出の要因の一つである廃棄物焼却における焼却量の削減、特に化石燃料由来のプラスチックごみを削減するとともに、燃やさざるを得ない廃棄物の焼却処分における熱エネルギーの回収・利用の推進により温室効果ガスの排出を抑制していくことが重要です。

県では、上記の趣旨を踏まえ、以下の施策を展開します。

### 〇リデュースの推進

- ・「信州プラスチックスマート運動」の推進による使い捨てプラスチックごみ削減のほか、食べ残し削減などの身近な取組により、ごみの発生抑制を推進します。
- ・一般廃棄物処理の有料化制度や、排出事業者の自主的な発生抑制の取組の支援により、廃棄物の発生抑制を推進します。

### 〇リユースの推進

- ・「信州プラスチックスマート運動」の推進により、ワンウェイ製品使用の見直しを促し、マイバッグやマイボトルの使用を普及推進します。
- ・県民、事業者が取り組むリユースを推奨します。

### ○リサイクルの推進

- ・各種リサイクル法（容器包装廃棄物・使用済家電・使用済小型家電・食品廃棄物・建設系廃棄物・使用済自動車等）を円滑に推進します。
- ・また、フロン排出抑制法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法の適正執行により、フロン類大気排出を抑制します。
- ・市町村・県民・事業者が取り組むリサイクルを推進します。
- ・市町村の焼却施設における熱エネルギーの有効活用を推進します。

### ○Renewable の推進

- ・県民向けには信州プラスチックスマート運動の推進を通じ、プラスチックの転換等に取り組む事業者・団体等の製品を「意識して選択」することや、マイバッグやマイボトルの持参など身の回りの使い捨て製品から持続可能な製品へ「少しずつ転換」することなど、3つの意識した行動を周知します。
- ・事業者向けには信州プラスチックスマート運動の協力事業者制度への登録を促し、生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の技術開発・利用促進を呼びかけます。
- ・市町村向けには住民の意識向上に向けた技術的助言を行います。
- ・県では県庁率先行動として、公共調達におけるプラスチック代替製品活用の検討、全職員がプラスチックごみ削減を「私の環境目標」に設定する“エコマネジメント長野”によるプラスチックごみ削減、会議でのマイボトル持参の推奨等庁舎内における使い捨てプラスチックごみの削減を行います。

### ○3R+Renewable の総合的な取組の推進

- ・ごみの分別収集の推進、環境美化活動の取組、環境教育・環境学習などにより、3R+Renewable の総合的な取組を推進します。